

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年10月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク北山店

所在地 長岡市北山3丁目5番1号

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の位置、駐輪場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物保管施設の位置及び容量、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、荷さばきを行うことができる時間帯）に関する届出

公告日 令和2年5月19日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年10月6日から令和2年11月6日まで